

## 役員に対する報酬等の支給の基準の変更について

役員に対する報酬等の支給の基準を下記のとおり変更する。

### 記

第1条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年規程第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の162.5」を「6月に支給する場合には、100分の162.5、12月に支給する場合には、100分の157.5」に改める。

第2条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「6月に支給する場合には、100分の162.5、12月に支給する場合には、100分の157.5」とあるのは、「100分の160」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年11月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。